

第41回山梨県環境保全審議会（平成26年8月4日開催）

審議事項(2)資料

鳥獣保護区特別保護地区の
再指定について

みどり自然課

特別保護地区について

特別保護地区について

1 鳥獣保護区制度

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 § 28）。

(2) 特別保護地区

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（法 § 29）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

2 鳥獣保護区等の指定状況

(1) 鳥獣保護区

39箇所 74,795.9ha

(2) 特別保護地区

10箇所 6,331.1ha

3 特別保護地区の指定（「第11次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成24～28年度）」記載事項）

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。

イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。

ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

良好な生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。

イ 大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区の指定計画（平成26年度に指定期間が満了するもの）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	特別保護地区名	指定面積 (ha)	指定期間
H26	大規模生息地	白鳳鳥獣保護区	白鳳特別保護地区	3,096.0	H26.11.1~36.10.31
	森林鳥獣生息地	大菩薩鳥獣保護区	大菩薩特別保護地区	111.0	H26.11.1~36.10.31
2箇所				3,207.0	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。

第11次鳥獣保護事業計画においては、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされており、平成26年度において指定期間が終了する鳥獣保護区の変更計画は、下表のとおり。

〔既指定鳥獣保護区の変更計画〕

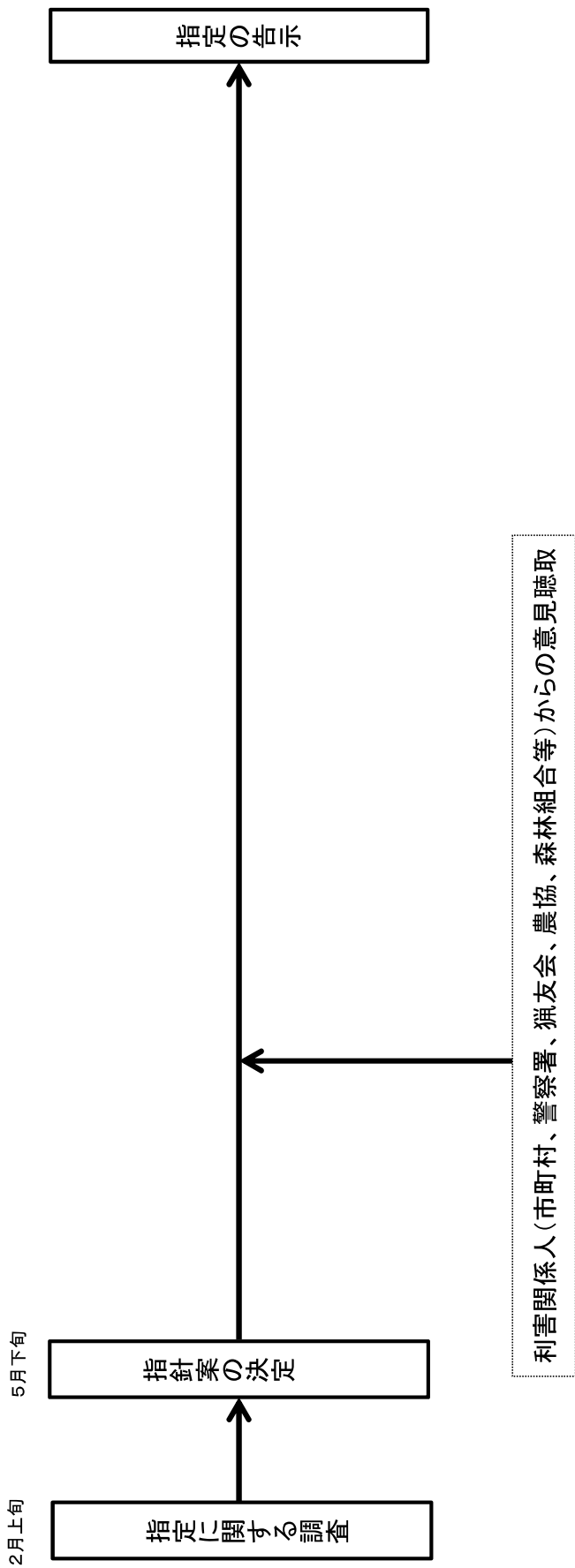
年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積 (ha)	変更後の指定期間
H26	大規模生息地	白鳳鳥獣保護区	期間更新	20,295.0	H26.11.1~H36.10.31
	身近な鳥獣生息地	芦安鳥獣保護区	期間更新	7.5	H26.11.1~H36.10.31
	森林鳥獣生息地	大菩薩鳥獣保護区	期間更新	1,375.0	H26.11.1~H36.10.31
	森林鳥獣生息地	策ヶ岳鳥獣保護区	期間更新	615.1	H26.11.1~H36.10.31
	森林鳥獣生息地	小金沢鳥獣保護区	期間更新	1,480.0	H26.11.1~H36.10.31
	身近な鳥獣生息地	岩殿山鳥獣保護区	期間更新	85.0	H26.11.1~H36.10.31
6箇所				23,857.6	

鳥獣保護区						
番号	名称	所在地	指定面積	H25. 11. 1現在		区域
				期間終了年月日	区分	
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	H30.10.31	森林	
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	H28.10.31	大規模	
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、南巨摩郡早川町)	20,295.0	H26.10.31	大規模	
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	H30.10.31	森林	
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町及び下積翠寺町一帯	929.4	H35.10.31	身近	
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	H29.10.31	身近	
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	H29.10.31	身近	
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	H26.10.31	森林	
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、北都留郡丹波山村)	13,385.0	H27.10.31	大規模	
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	H26.10.31	森林	
11	三ツ峠鳥獣保護区	都留市及び南都留郡富士河口湖町三ツ峠一帯	715.0	H28.10.31	森林	
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	H26.10.31	身近	
13	富士山北鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	H30.10.31	大規模	
14	身延山鳥獣保護区	南巨摩郡身延町身延山久遠寺一帯	886.0	H30.10.31	森林	
15	愛宕山鳥獣保護区	甲府市愛宕山一帯	287.0	H28.10.31	身近	
16	四尾連湖鳥獣保護区	西八代郡市川三郷町四尾連湖一帯	40.5	H27.10.31	身近	
17	県民の森鳥獣保護区	南アルプス市楡形山一帯	995.0	H30.10.31	森林	
18	雨畑湖鳥獣保護区	南巨摩郡早川町雨畑湖一帯	84.0	H32.10.31	集団渡来	
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	H26.10.31	身近	
20	大和鳥獣保護区	甲州市大和町日陰	1.8	H30.10.31	身近	
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	H30.10.31	身近	
22	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	H30.10.31	森林	
23	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	H35.11.30	身近	
24	旭ヶ丘鳥獣保護区	南都留郡山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	H34.10.31	森林	
25	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	H35.11.30	身近	
26	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	H35.11.30	身近	
27	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、南巨摩郡富士川町、西八代郡市川三郷町	237.0	H30.10.31	集団渡来	
28	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	H35.10.31	身近	
29	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	H29.10.31	集団渡来	
30	山中湖鳥獣保護区	南都留郡山中湖村	1,360.0	H29.10.31	集団渡来	
31	本栖鳥獣保護区	南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町	560.0	H30.10.31	集団渡来	
32	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	H34.10.31	身近	
33	黒桂河内鳥獣保護区	南巨摩郡早川町	60.0	H35.10.31	身近	
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	H27.10.31	身近	
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	H34.10.31	森林	
36	御正体山鳥獣保護区	都留市・南都留郡道志村	96.7	H34.10.31	森林	
37	篠井山鳥獣保護区	南巨摩郡南部町	77.0	H35.10.31	森林	
38	笹ヶ岳鳥獣保護区	南巨摩郡早川町	615.1	H26.10.31	森林	
39	滝子山鳥獣保護区	大月市	17.8	H28.10.31	森林	
		合計	74,795.9	ha		
		平成26年度対象面積	23,857.6	ha		

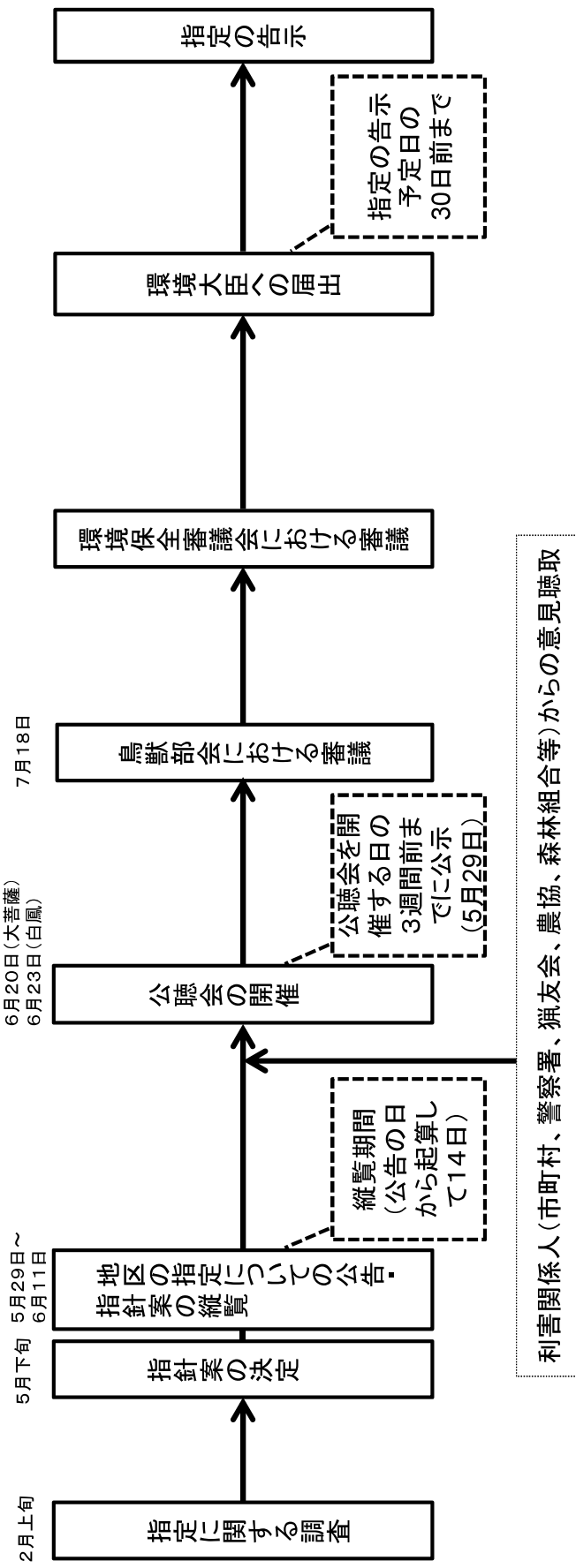
特別保護地区						
番号	名称	所在地	指定面積	H25. 11. 1現在		区域
				期間終了年月日	区分	
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	H26.10.31	大規模	
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	H26.10.31	森林	
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳	421.1	H28.10.31	大規模	
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠一帯	70.0	H28.10.31	森林	
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	H30.10.31	森林	
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	H27.10.31	大規模	
7	鶏冠山特別保護地区	山梨市三富鶏冠山一帯	367.6	H27.10.31	大規模	
8	山中湖特別保護地区	南都留郡山中湖一帯	678.0	H29.10.31	集団渡来	
9	本栖特別保護地区	南巨摩郡身延町・南都留郡富士河口湖町	470.0	H30.10.31	集団渡来	
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	H30.10.31	森林	
			6,331.1	ha		
		平成26年度対象面積	3,207.0	ha		

鳥獣保護区の存続期間更新及び特別保護地区再指定に係る手続きの流れ

鳥獣保護区の存続期間の更新
 (白鳳・芦安・大菩薩・
 策ヶ岳・小金沢・岩殿山)



特別保護地区の再指定
 (白鳳・大菩薩)



白鳳特別保護地区の再指定について

みどり自然課

白鳳特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

山梨県有林第1林班イ、ロ及びハ小班、第2林班い1、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班、第3林班イ及びロ小班、第6林班ロ小班、第8林班ニ及びホ小班、第9林班イ、ロ及びハ小班、第10林班イ、ロ及びハ小班、第11林班イ小班、第13林班イ及びロ小班、第14林班、第15林班、第16林班、第17林班、第18林班、第20林班い3、ロ1及びイ小班、第21林班い2、ろ1及びろ2小班、第22林班ろ2及びイ小班、第77林班イ、ロ、ハ及びニ1小班、第78林班い1及びロ小班並びに第79林班い3及びロ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高3,193m）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高3,190m）、農鳥岳（標高3,026m））、仙丈ヶ岳（標高3,033m）及び鳳凰三山（薬師岳（標高2,780m）、観音岳（標高2,841m）及び地藏ヶ岳（標高2,764m））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域は、山地帯から高山帯の植生にあたる。山地帯はミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹、また、ウラジロモミ、野呂川流域はカエデ類も多く生育する。亜高山帯はシラビソ、オオシラビソ、コメツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブなどの貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。

高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシャジンなど日本列島でも特定の地域のみ
に生育する貴重な植物が多く分布する。

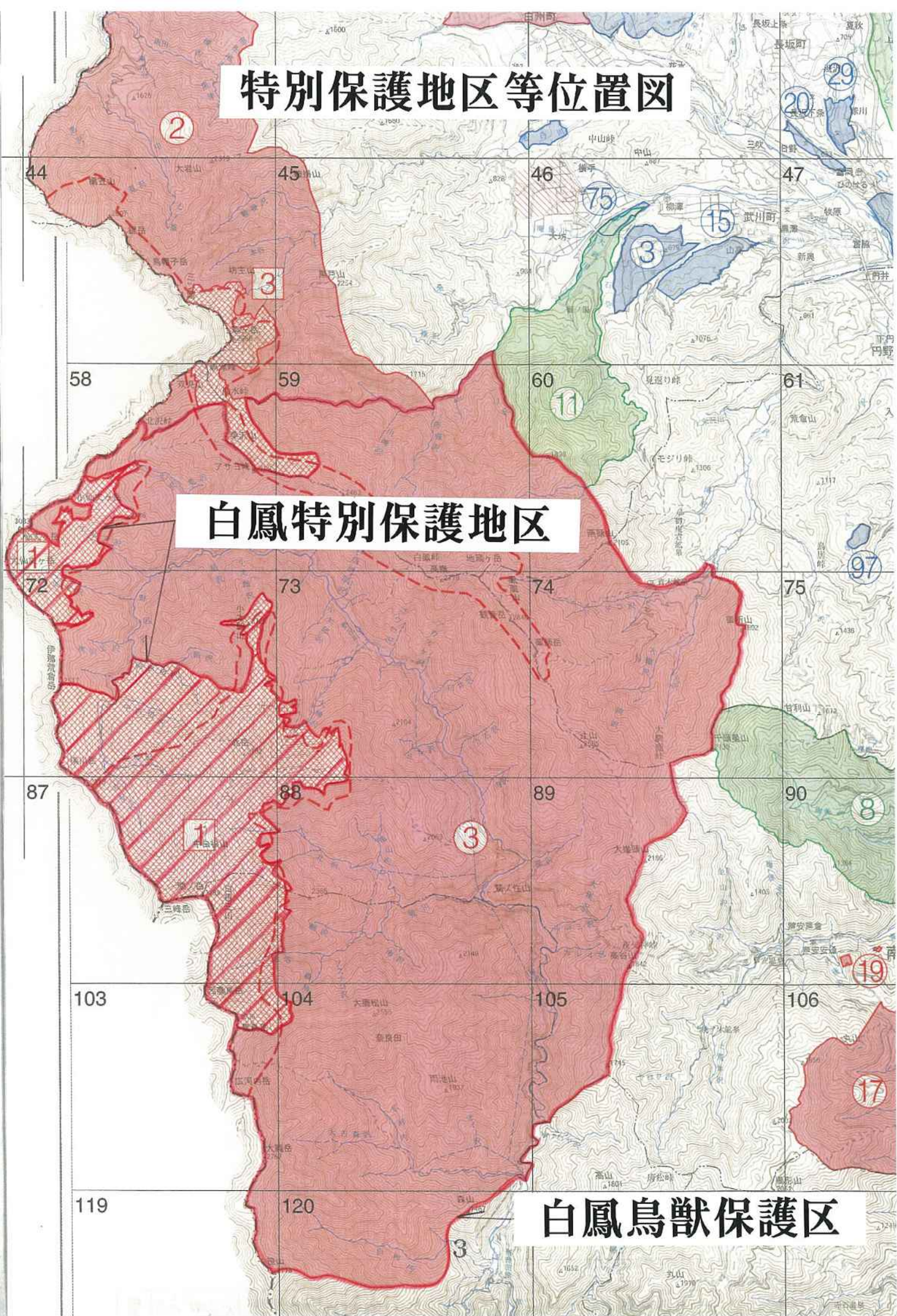
また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ
及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、
小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ
及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライ
チョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種
であるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で最重要な区域である。
また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ピンズイ等の高山・亜高山性の種
からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多
様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数
が多い地域であり、生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ
等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも
有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区
に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(3) 特別保護地区の管理方針

- ・定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環
境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多
様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特
定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- ・特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓
発に努める。

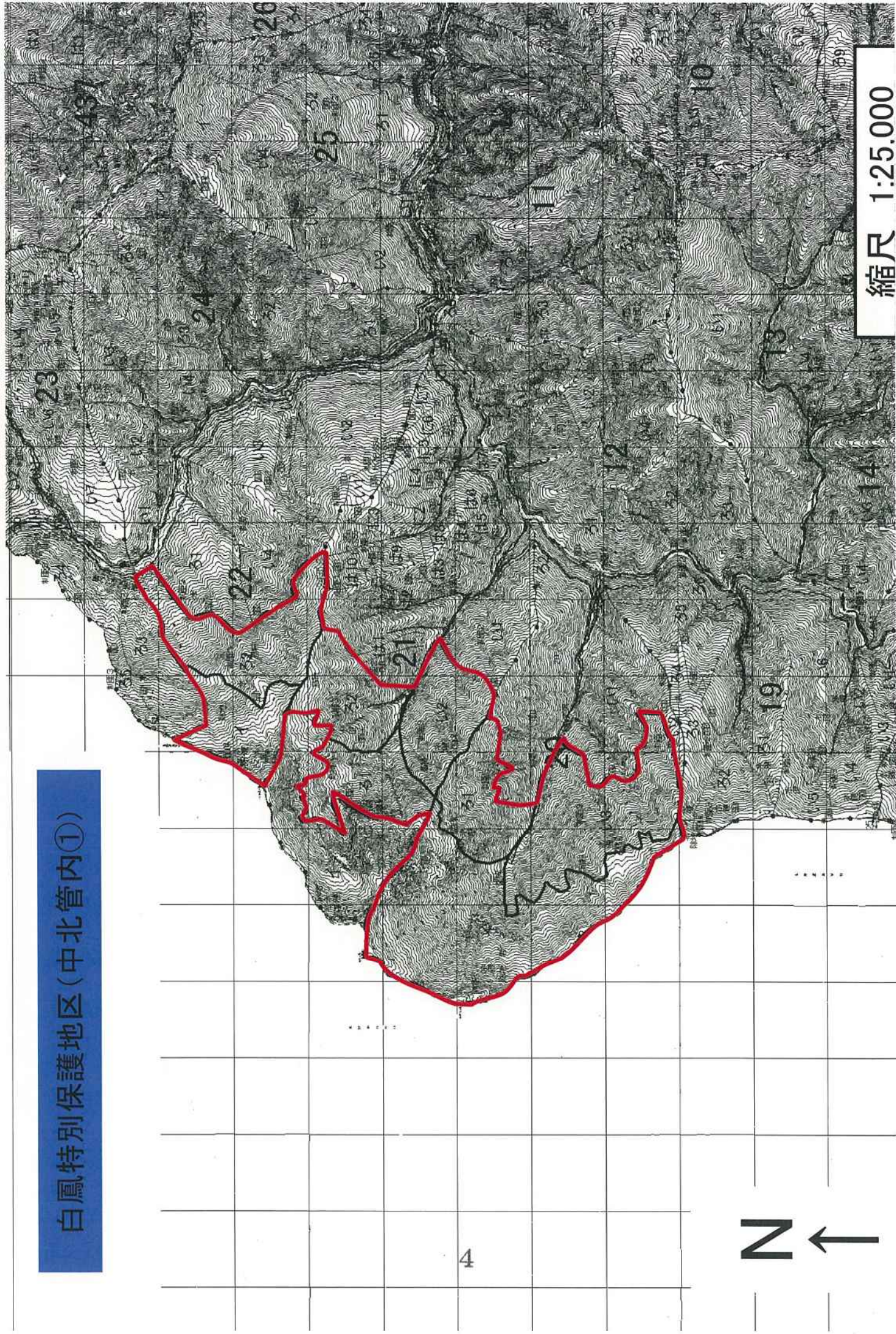
特別保護地区等位置図



白鳳特別保護地区

白鳳鳥獣保護区

白鳳特別保護地区(中北管内①)



縮尺 1:25,000

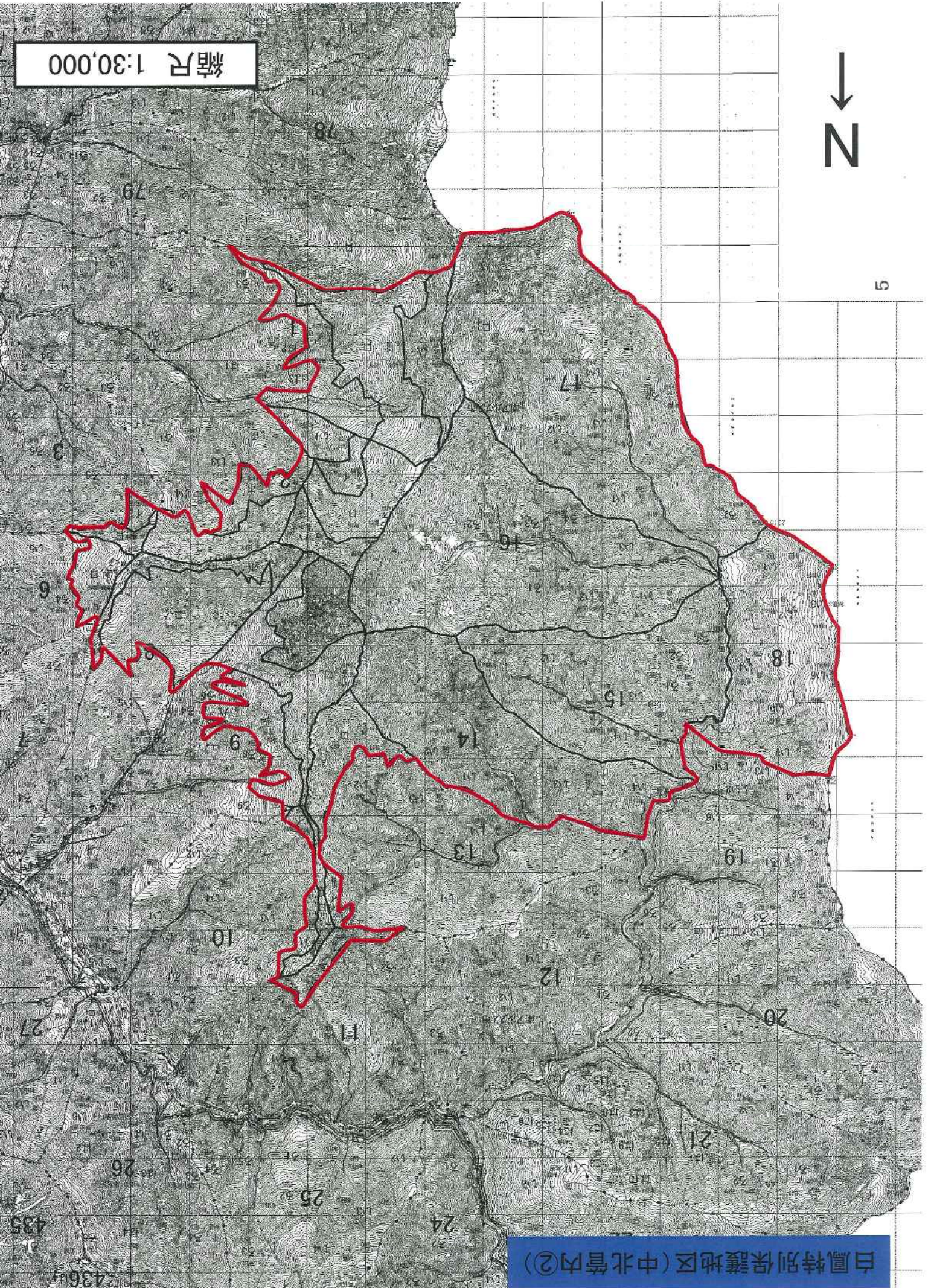


4



5

縮尺 1:30,000



白鳳特別保護地区(中北管内②)

435

436

24

25

26

27

20

19

13

10

12

14

15

18

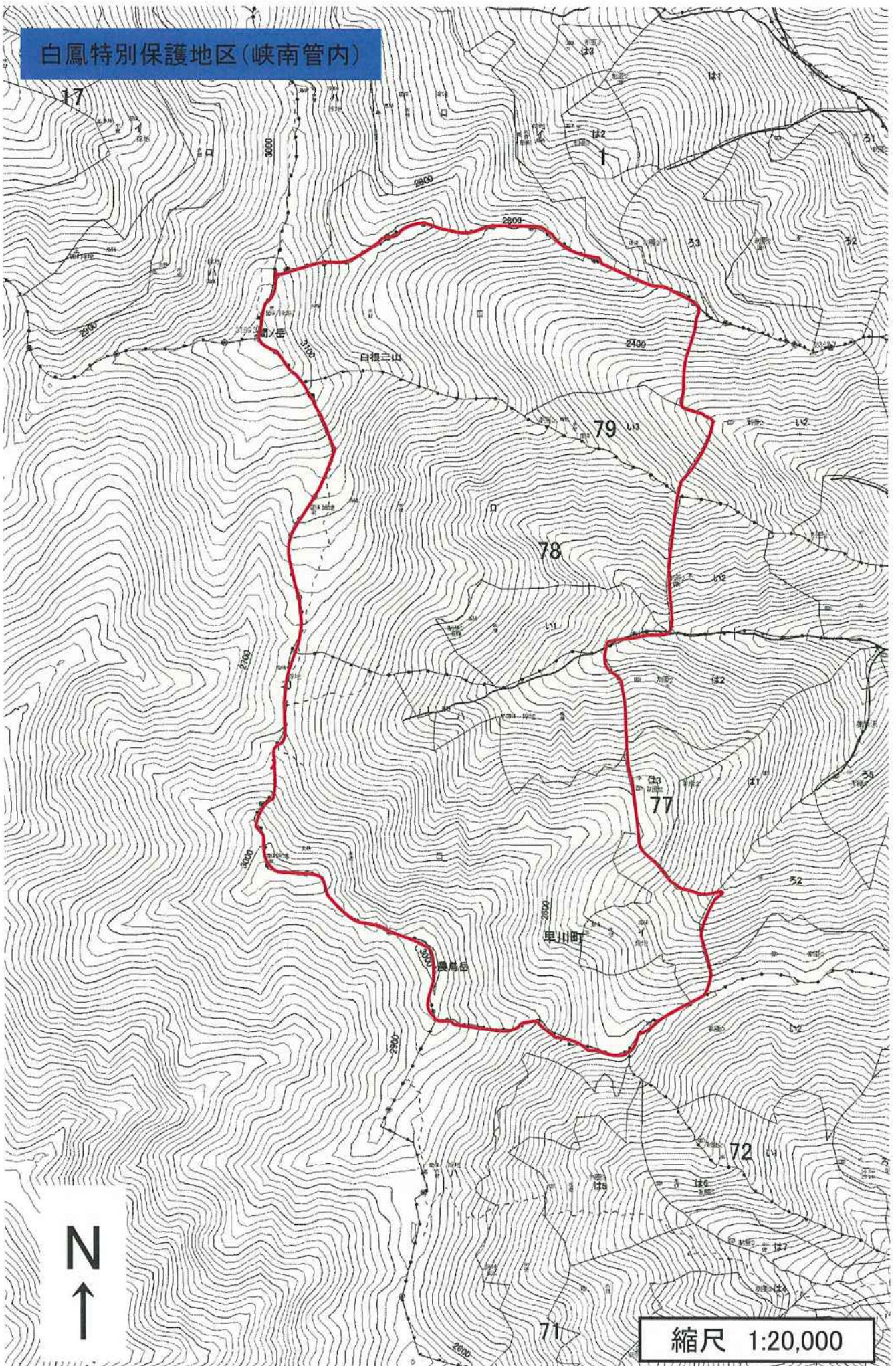
16

17

78

79

白鳳特別保護地区(峡南管内)



山梨県指定白鳳鳥獣保護区白鳳特別保護地区指定公聴会調書

1. 名 称 山梨県指定白鳳鳥獣保護区白鳳特別保護地区
2. 開催日時 平成26年6月23日(月)午後2時から午後2時20分まで
3. 開催場所 韮崎市本町4丁目2-4
4. 議長名 山梨県森林環境部中北林務環境事務所長 大竹 幸二

5. 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠 席
20人	4人	4人	12人

6. 公述人賛否等

賛 成	条件付き賛成	反 対
20人	0人	0人

7. 傍聴者

0人

8. 議長の判断

公聴会での意見を踏まえ、当該特別保護地区について指定が相当であると考え。については、本日の公述人の意見書を含めた公聴会調書を、山梨県環境保全審議会に諮問する文書としたい。

9. 公聴会公述人名簿（公述人出席者名簿）

職名 (代理人職名)	氏名 (代理人名)	住所	郵便番号	備考
南アルプス市長 (みどり自然課 副主幹)	中込 博文 (高畑英司)	南アルプス市小笠原 376	400-0395	担当が 同席
中央森林組合長 (囑託)	笹本 嘉壽雄 (天野昭弘)	甲府市住吉 1-2-19	400-0851	
峡中地区猟友会長	塚田 豊	甲斐市西八幡 728	400-0117	
恩賜県有財産管理者 (中北林務環境事務所 県有林課長)	横内 正明 (新田明文)	韮崎市本町 4-2-4	407-0024	
早川町長 (振興課 主査)	辻 一幸 (深沢武司)	南巨摩郡早川町高住 758	409-2732	
峡南猟友会長	有泉 大	西八代郡市川三郷町 上野 2714-2	409-3612	
峡南猟友会早川分会長	天野 元	南巨摩郡早川町雨畑 983	409-2734	
鳥獣保護員	大西 信正	南巨摩郡早川町千須 和 392-112	409-2726	
計 8 名				


10. 公述人の意見の概要

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
南アルプス市長	○			計画のとおり指定が相当
南アルプス警察署長	○			計画のとおり指定が相当
巨摩野農業協同組合長	○			計画のとおり指定が相当
中央森林組合長	○			計画のとおり指定が相当
南アルプス市観光協会会長	○			計画のとおり指定が相当

峡中地区猟友会長	○			計画のとおり指定が相当
峡中地区猟友会 芦安分会長	○			計画のとおり指定が相当
鳥獣保護員	○			計画のとおり指定が相当
恩賜県有財産管理者 (中北林務環境事務所 県有林課長)	○			計画のとおり指定が相当
早川町長	○			計画のとおり指定が相当
南部警察署長	○			計画のとおり指定が相当
ふじかわ農業協同組合長	○			計画のとおり指定が相当
早川町観光協会会長	○			計画のとおり指定が相当
早川町森林組合長	○			計画のとおり指定が相当
峡南猟友会長	○			計画のとおり指定が相当
峡南猟友会早川分会長	○			計画のとおり指定が相当
鳥獣保護員	○			計画のとおり指定が相当
鳥獣保護員	○			計画のとおり指定が相当
早川漁業協同組合長	○			計画のとおり指定が相当
恩賜県有財産管理者 (峡南林務環境事務所 県有林課長)	○			計画のとおり指定が相当

平成26年 6月23日

山梨県中北林務環境事務所

所長 文竹 幸二 

公述内容(要旨)

- 1 南アルプス市長 中込 博文 賛成
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 2 南アルプス警察署長 中山良彦 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 3 巨摩野農業協同組合長 小池 通義 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 4 中央森林組合長 笹本 嘉壽雄 賛成
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
今後、大型鳥獣の生息域に変化がある場合には、区域を見直して欲しい
- 5 南アルプス市観光協会会長 中込 博文 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 6 峡中地区猟友会長 塚田豊 賛成
計画のとおり指定が相当
- 7 峡中地区猟友会 芦安分会長 川泉和彦 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 8 鳥獣保護員 中村正利 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 9 恩賜県有財産管理者 横内正明 (中北林務環境事務所 県有林課長) 賛成
計画のとおり指定が相当
- 10 早川町長 辻 一幸 賛成
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 11 南部警察署長 楠 宏一 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当

- 12 ふじかわ農業協同組合長 石原 達司 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 13 早川町観光協会会長 深沢 雄二 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 14 早川町森林組合長 望月 利金 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 15 峡南猟友会長 有泉 大 賛成
計画のとおり指定が相当
- 16 峡南猟友会早川分会長 天野 元 賛成
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 17 鳥獣保護員 大西 信正 賛成
計画のとおり指定が相当、シカの食害への対策を行って欲しい
- 18 鳥獣保護員 望月 敏 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 19 早川漁業協同組合長 望月 久弘 賛成 (公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当
- 20 恩賜県有財産管理者 横内 正明 (峡南林務環境事務所 県有林課長) 賛成
(公聴会欠席)
計画のとおり指定が相当

大菩薩特別保護地区の再指定について

みどり自然課

大菩薩特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称
大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域
県有林第90林班ほ2、と1、と2、と3、と4、と5、と7、ち1、イ2、イ3、イ6、ニ、ホ小班並びに第91林班い3、い4、イ、ロ1、ハ小班

3 特別保護地区の存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、山地帯から亜高山帯の植生にあたる。山地帯にあたる部分は、ミズナラの他、ブナ、オオイタヤメイゲツといった落葉広葉樹等の自然林の他、カラマツ植林地も多い。亜高山帯は、大菩薩峠（標高1,897m）を中心とした尾根沿い地域はシラビソ、コメツガが優占した林である。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコザサが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

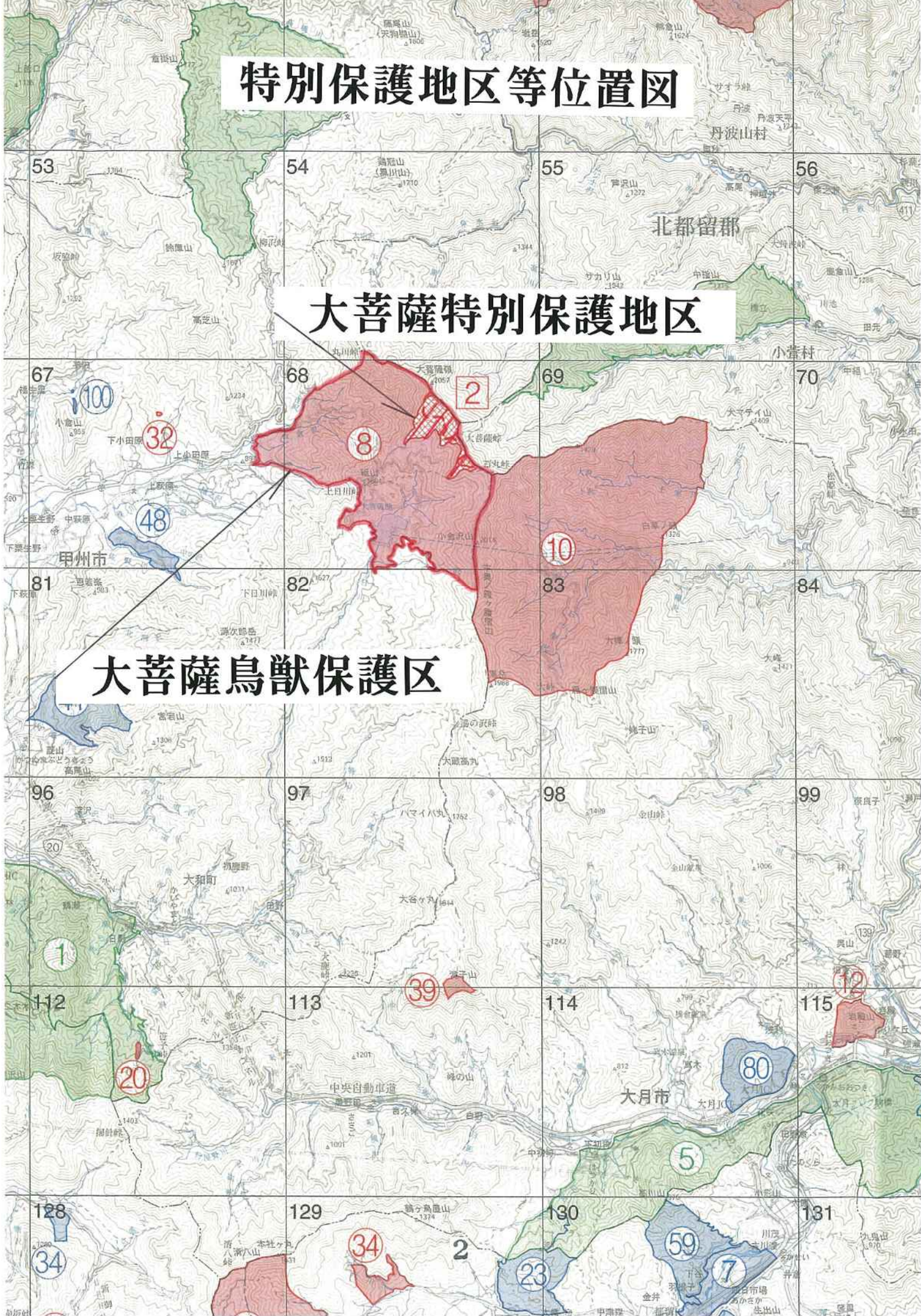
(3) 特別保護地区の管理方針

- ・定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- ・特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

特別保護地区等位置図

大菩薩特別保護地区

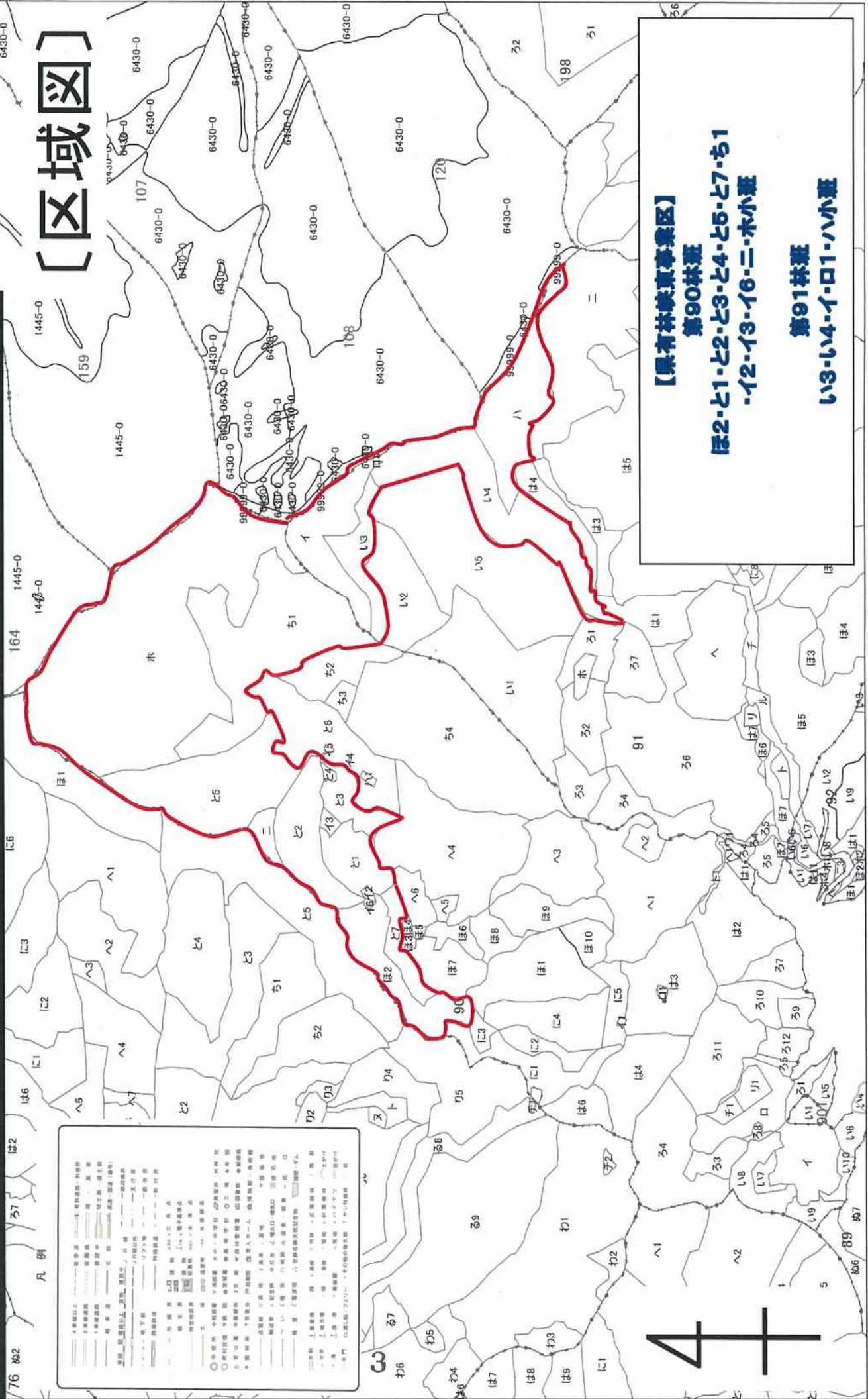
大菩薩鳥獣保護区



大菩薩鳥獣保護区(特別保護地区)

甲州市

[区域図]



(様式4)

山梨県指定大菩薩鳥獣保護区大菩薩特別保護地区指定公聴会調書

1. 名 称 大菩薩鳥獣保護区大菩薩特別保護地区
2. 開催日時 平成26年6月20日(金)
午後1時35分から午後2時00分まで
3. 開催場所 山梨県甲州市塩山上塩後1239-1
山梨県東山梨合同庁舎303会議室
4. 議長名 山梨県森林環境部峡東林務環境事務所長 中山基

5. 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
9人	2人	4人	3人

6. 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対
9人	0人	0人

7. 傍聴人

1人

8. 議長の判断

公聴会での意見をふまえ、当該特別保護地区について指定が相当であると考えている。
については、本日の公述人の意見書を含めた公聴会調書を山梨県環境保全審議会に諮問する報告文書としたい。

9. 公聴会公述人名簿


職名 (代理人職名)	氏名 (代理人氏名)	住所	郵便番号	摘要
甲州市長 (産業振興課課長補佐)	田辺 篤 (萩原 利也)	甲州市塩山上於曾1085-1	404-8501	
日下部警察署長	海野 錦	山梨市北261	405-0041	
フルーツ山梨農業協同組合代表理事組合長	中澤 昭	甲州市塩山上塩後1100	404-0045	
峡東森林組合代表理事組合長 (業務係長)	佐藤 繁則 (日原 功)	甲州市塩山赤尾453-1	404-0033	
甲州市観光協会会長 (観光交流課主査)	保坂 一久 (有賀 博)	甲州市塩山上於曾1085-1	404-8501	
大菩薩観光協会会長 (観光交流課主査)	小野 伯雄 (有賀 博)	甲州市塩山上於曾1085-1	404-8501	
峡東地区猟友会会長	依田 忠紀	甲州市塩山一之瀬高橋30	404-0021	
峡東地区猟友会神金支部長	田邊 正信	甲州市塩山上塩後629-2	404-0045	
鳥獣保護員	徳良 昭八	甲州市塩山上萩原660	404-0022	
計9名				

10. 公述人の意見の概要

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
甲州市長	○			別紙(様式5)のとおり
日下部警察署長	○			〃
フルーツ山梨農業協同組合代表理事組合長	○			〃
峡東森林組合代表理事組合長	○			〃
甲州市観光協会会長	○			〃
大菩薩観光協会会長	○			〃
峡東地区猟友会会長	○			〃
峡東地区猟友会神金支部長	○			〃
鳥獣保護員	○			〃

平成26年6月20日

山梨県森林環境部峡東林務環境事務所

所長 中山 基 

公述内容(要旨)

- 1 甲州市長 田辺 篤 賛成
豊かな植生の森林で構成され、多種多様な野生鳥類の生息地であり、生息環境の保全及び生物多様性の保持を図る必要があることに賛同。
- 2 日下部警察署長 海野 錦 賛成(公聴会欠席)
野生鳥類の生息地である豊かな森林を保全するため特別保護地区の指定に賛成。
- 3 フルーツ山梨農業協同組合代表理事組合長 中澤 昭 賛成(公聴会欠席)
指定理由に賛同。
- 4 峡東森林組合代表理事組合長 佐藤 繁則 賛成
豊かな植生の森林で、多種多様な野生鳥類の生息地であるので、保護地区として指定した方が望ましい。
- 5 甲州市観光協会会長 保坂 一久 賛成
しかし、当該地区内の獣類の増加によって登山者に危害が及ばないか懸念される。登山者の安全への配慮から適正な個体数について検討していただきたい。
- 6 大菩薩観光協会会長 小野 伯雄 賛成
しかし、当該地区内の獣類の増加によって登山者に危害が及ばないか懸念される。登山者の安全への配慮から適正な個体数について検討していただきたい。
- 7 峡東地区猟友会会長 依田 忠紀 賛成
しかし、当該地区内において深刻化するシカ等による食害については対策が必要。
- 8 峡東地区猟友会神金支部長 田邊 正信 賛成
野生鳥獣の生息地であるので、生息環境の保全を図る必要がある。
- 9 鳥獣保護員 徳良 昭八 賛成(公聴会欠席)
鳥獣の生息地の保護のため特別保護地区の指定に賛成。